



## 「経営革新等支援機関」

(中小企業経営力強化支援法)に基づき  
(金融円滑化法) 期限切れ終了後の対応

業務部長 山崎 和典

平成22年より約3年間、「金融円滑化法」に基づき、金融機関は、中小企業向け融資にあたり、貸出条件の変更(リスケジュール)等、債務返済負担の軽減に資する措置をとる努力義務が課せられていました。同法を利用し、条件変更等を受けた企業数は約30万社~40万社。日本の企業数300万社の約1割にあたると言われています。

平成25年3月「金融円滑化法」終了に先駆け、平成24年8月「中小企業経営力強化支援法」が施行され、中小企業の、(財務経営力)、(資金調達力)の強化を支援する施策が講じられました。金融機関、保証協会による資金繰り支援、税制面での支援措置等々。一連の施策の中に「経営革新等支援機関制度」があり、**私ども事務所も、「支援機関」に認定されました。**「認定支援機関」の最大の使命は、経営改善計画書の作成助言フォローアップを通じて、(財務経営力)(資金調達力)等経営課題の解決を支援するにあると認識しています。

### 経営改善計画書を作成しましょう

#### 「利益は存続の為の絶対条件」

高齢化、人口減少、地域格差、業界の趨勢。付加価値の減少する中、企業存続の為の、パイの奪い合い競争は、益々、厳しくなっています。

**(長期経営計画)** 10年後の会社を、どんな財務内容、どんな組織、どんな状況になりたいか。目標を描きましょう。経営方針、年商幾ら、従業員数、資産総額、負債残、事業承継、M&A、円満廃業。

**(中期経営計画)** 長期の計画に向けて、何をすべきか。3年から5年間の数値計画を立てましょう。商品開発、設備計画、人材育成計画。経営戦略。

**(短期経営計画)** 今後1年間の、詳細な数値計画を立てましょう。売上、限界利益、固定費、目標利益。資金繰り計画。中期的計画に向けた、予算、行動計画。計画、実績の差異を必ず測りましょう。短期的には損失の出る計画もあります。予実対比から、次年の計画、中期計画の見直しに繋げましょう。

#### 「事業の目的は顧客の創造」

全ての経営者は、どんな市場(顧客)に、どんな商品(サービス)を開発提供するかを事業目的にしています。しかし、短期間に革新はできません。長期経営ビジョン達成の為の財務経営力革新、資金調達力強化。人、物、金、経営資源活用の革新には、時間を要すると思います。その間の、資金面での裏づけが重要となります。「経営改善計画書」が金融機関との、長期安定的信頼関係構築につながります。

国の施策で、各企業の命運が、左右される時代ではありません。が、少し時間を与えられたと思います。あとは、各企業の「本気度」です。**今年も後半戦に突入です。本気で、再度、改善に挑戦しましょう。**

## 平成25年度改正

特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額の特別控除の創設

### (1) 供用年度

特定中小企業者等が、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、経営改善設備を取得(新品)し、これを指定事業の用に供した日を含む事業年度

### (2) 適用対象法人

特定中小企業者等で、認定経営革新等支援機関による「指導及び助言」を受けた旨を明らかにする書類の交付を受けた青色申告書を提出する法人(個人を含む)

### (3) 適用対象資産

- ①器具及び備品・・・一台又は一基の取得価額が30万円以上
- ②建物附属設備・・・一の取得価額が60万円以上

### (4) 適用対象事業

卸売業、小売業、一般旅客自動車運送業、不動産業、飲食店業、社会福祉事業 等  
※建設業・製造業は対象外

### (5) 特別償却限度額

経営改善設備の取得価額 × 30%

### (6) 税額控除限度額

経営改善設備の取得価額 × 7% ※資本金の額が3,000万円超の法人以外の法人 (吉本)

## 夏季合宿報告

25年動統表彰の坂本と弊所代表長沼

私どもでは、毎年6月に一泊二日で研修合宿を行っております。今年のテーマは「私の人生、仕事に影響を与えた事象」について一人15分間の時間を使い発表致しました。

毎日顔を合わせている私達ですが、自分の仕事に対する理念や人生に影響を与えた事象について語る機会は、なかなかありません。

また研修の第二部において、お互いの発表について感じた事をディスカッションする事により、自分の発表が皆にどの様に伝わったのかを知る事が出来、伝える事の難しさを実感致しました。

今回は自分を語り合った事で、よりお互いを知る良い機会となり、またそれぞれの経験を共有する事が出来る研修となりました。

(渡邊)



## ニーサ NISA (少額投資非課税制度) が始まります!

現在、上場株式等の譲渡益に対する税率は10%(所得税7%、市民税3%)の軽減税率となっておりますが、平成26年1月から通常税率20%(所得税15%、市民税5%)に戻ることになります。

上記を踏まえ、個人投資家への投資を促進するツールとして、少額投資非課税制度(日本版ISA)が平成26年1月からスタートすることになりました。

一定の条件を満たすことで、年間100万円の投資範囲であれば譲渡益について5年間非課税とされる制度で、今注目されております。

導入にあたり注意点として

- ① 一定期間、他の金融機関への変更ができない。
- ② 他の取引口座とは損益通算ができないなどがあります。

上記を踏まえ、制度の内容を正しく理解し活用することで、非課税枠を最大限享受できるように、年末までじっくり検討・判断する必要があります。 (橘)

## 新入職員紹介

はな なおこ  
馬場 奈緒子  
S48.3.27生  
AB型



5月に入所し、3ヶ月が経ちました。

新しい業務を学ぶ日々ですが、「いつも笑顔でチャレンジ」をモットーに頑張りたいと思います。一日でも早く皆様のお役に立てるよう努力してまいりますので、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

## 編集後記

今年は富士山が世界遺産に登録され、伊勢神宮、出雲大社が遷宮の年にあたり、日本再発見の旅をしたいものです。

あるお医者さんが、3つの「ない」を指摘されていました。

①健康がない②時間がない③お金がない。シンプルですが大変むずかしい。熱中症に気をつけ日々の仕事・生活・に気を配りたいものです。今回は、業務2課がお届けしました。(山本)